

長野県知事部局の懲戒処分一覧 令和6年度

処分年月日	所属部局 職位 年齢・性別	処分	処 分 理 由
R6.4.12	環境部 現地機関 主任級 39歳 男性	懲戒免職	令和5年4月30日、18歳に満たない児童に対し、同児童が18歳に満たないことを知りながら胸の写真を送信させ、児童ポルノを製造した。 また、同日午後、北信地方のホテルにおいて、現金を支払い、同児童と性交した。 さらに、同5月7日にも、同児童と性交し、現金を支払った。 これらの行為のうち、児童買春について、令和6年3月27日、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反により、長野簡易裁判所から罰金80万円の略式命令を受け、納付した。
R6.8.22	本庁 部長級 58歳	減給 2/10 (3月)	令和4、5年度において、業務の進め方について再三にわたり組織的に注意・指導を受けていたにもかかわらず、特定(複数)の職員に対して、他の職員の前で勤務時間外もしくは長時間にわたり廊下や隣の執務室まで聞こえる声で、叱責・詰問をするパワーハラスメント行為を繰り返した。そのため、精神的なストレスにより出勤できない状況になるなど、複数の職員が精神の不調をきたした。
R6.11.29	林務部 現地機関 主任級 62歳 男性	停職 6月	令和6年6月28日(金)の夜間、自身の車の中において、知人女性に対し、わいせつ行為を行った。
R7.2.28	県民文化部 現地機関 主査級 45歳 男性	減給 2/10 (4月)	令和3年度に、後輩職員1名に対し、執務室内において、睨んだり、大きいため息をつきながら、周囲の職員も恐怖感を覚えるような態度や口調で感情的に厳しく詰問するパワーハラスメント行為を複数回行った。 また、断れない状況下にある当該職員に対し、業務時間外や休日に、好意を示す私的なメッセージを送信して不快感を与えたほか、夜間二人きりでの食事やドライブに執拗に誘い、複数回同行させるなどのセクシュアル・ハラスメント行為を行った。 これらの行為を数か月にわたって繰り返した結果、後輩職員は心身に不調を来し、約1か月間出勤できない状態となった。
R7.2.28	県民文化部 現地機関 主査級 50歳 男性	減給 2/10 (2月)	令和4年度から令和6年度にかけて、後輩職員3名に対し、自身の担当業務にも関わらず、関係者との会議等の開始直前に司会進行を指示し、必要な準備をさせないまま対応を強いた。 また、会議等の終了後に後輩職員に対し、公用車内の二人だけの状況で、会議の失敗を威圧的な態度と強い口調により詰問するなどのパワーハラスメント行為を、それぞれの職員に対し約3か月にわたって継続的に行った。 これらの行為を繰り返した結果、2名の職員が心身に不調を来し、それぞれ約4か月間出勤できない状態となった。
R7.3.17	本庁 部長級 60歳 男性	停職 6月	平成23年度以降、公務内外において私用のスマートフォンを用いて多数の女性のスカート内を撮影する等の盗撮行為を繰り返した。
R7.3.28	産業労働部 現地機関 主任級 43歳 男性	停職 4月	令和6年8月、県内の店舗において、手提げバッグ内に隠匿した小型カメラを用いて複数の女性のスカート内を撮影したとして、性的姿態撮影等処罰法違反により、令和7年3月17日に罰金50万円の略式命令を受け、納付した。 このほか、少なくとも令和元年度から同様の盗撮行為を繰り返した。